

いじめ防止基本方針

宇土市立鶴城中学校

はじめに

宇土市立鶴城中学校では、令和3年4月改訂「宇土市いじめ防止基本方針」を受け、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育および、体験活動等の充実を図ることを前提に、いじめを起ささない学級・学校づくりを進めていく。そのような学校・学級の土台となるものが、生徒一人一人の「居場所」づくりと「絆」づくりであると考えます。

この鶴城中いじめ防止基本方針は、学校が家庭、地域、その他関係者との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員の研修の在り方およびいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 鶴城中いじめ対策委員会の設置

(1) **目的** 学校はいじめに対して組織的に対応するため、「鶴城中いじめ対策委員会」を設置する。

(2) **組織** 鶴城中いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年いじめ対策担当教師、各学年生徒指導担当教師、市教育委員会指導主事、市子育て支援課職員、スクールカウンセラー

なお、「鶴城中いじめ対策委員会」の下部組織として「校内いじめ防止委員会」を置くものとする。

(3) **外部との連携** 鶴城中いじめ対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

市子育て支援課、市福祉課、警察、青少年センター、民生児童委員・主任児童委員、その他

(4) 活動

① 日常的活動

- ・いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握
- ・いじめ防止のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止に係る生徒・保護者・地域への啓発
- ・現状の意見交換、実態把握

② いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの指示
- ・教職員一人一人の役割の明確化
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- ・校長を中心に全員で協同実践

3 いじめの未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることを前提に、いじめを起ささない学校づくりを進める。

(1) 学校教育活動における取組のポイント

① 授業

- ・教科部会の定期的な実施
- ・研究授業や公開授業、指導員訪問授業による授業力向上
- ・教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）
- ・**伝える力** 子どもにわかりやすい説明や指示、子どもとの関係をよくしようとする配慮
- ・**受け止める力** 受容的な態度や表情、生徒のつぶやきを大切に感じる感度のよさ
- ・2分前着席をはじめとする規律ある学習集団づくり

② 特別活動－学校行事

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
体 育 大 会	・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。 ・達成感や成就感を持たせ、学級や学年全員でその思いを共有させる。	・練習時間の開始前後や休憩時のようす ・大会当日の応援・待機中のようす ・競技終了時のようす
学習文化発表会		・練習や準備中のようす ・発表見学中や休憩時間のようす
合唱コンクール	・学級のみinnでよりよい合唱をつくりあげていく実感を持たせる。	・練習時・練習終了時のようす ・発表見学中や休憩時間のようす
集団宿泊教室	・クラスのまとまりができていく実感を持たせる。	・活動班編制時のようす
修 学 旅 行	・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。	・活動班編成や宿舎部屋割り時のようす
生徒会役員選挙	・いじめのない学校づくりの視点で、学校づくりに参画する意識を持たせる。	・選挙活動時の周りのようす ・掲示物へのいたづらがなないか
卒 業 式	・支え合ってきた級友への感謝の気持ちを持って式に臨むようにさせる。	・練習時間の開始前後のようす ・式中（練習を含む）のようす

③ 特別活動－学級活動

- ・規律ある集団生活をつくる態度を育成する。
 - 1年生 「学級の組織作り」
 - 2年生 「学級の活動と目標」、「充実した学級生活」
 - 3年生 「思い出に残る学級に」
- ・心身ともに健康につとめる態度を育てる。
 - 1年生 「悩みとその解決」、「人と個性」、「自分の特色、友だちの良さ」
 - 2年生 「中学生期の心と体」
 - 3年生 「身も心もすこやかに」

④ 道徳教育

- ・生命の尊さ、周りの人への思いやりや感謝といった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動を進める。
- ・特別の教科道徳の時間において、一人一人の思いを交流する活動を展開する。
- ・他の教育活動との関連を図り、一層の効果をねらう。

⑤ 人権教育

- ・すべての教育活動で人権尊重の視点に立った教育を推進する。
- ・言語環境を整え、互いの人権を認め合う態度を育てる。
- ・いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。
- ・すべての生徒の自己実現のため、学力保障、進路保障に努める。

⑥ 総合的な学習の時間

- ・仲間と協力して学習を進められる体験活動を展開する。
- ・異なる考えや他者の意見を受け入れ、尊重するような場面をもつ活動を取り入れる。
- ・体験からさらに思考を深めたり、自己を振り返る学習活動を仕組む。

⑦ 部活動

- ・部員の団結を強め、部間の融和・連携を図り、鶴城中部活動組織の一員であることの認識を深める。
- ・自他の人権を尊重する。
- ・活動におけるマナーを習得し、日常生活等に役立てる。

(2) 保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ対策の取り組みについて、保護者会や学校だより、学級だよりを用いて発信する。
- ・学校 HP に、鶴城中いじめ防止基本方針を概要版とともに掲載し、保護者や地域への周知を図る。
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にし、周知を図る。

4 早期発見のための方策

(1) 教職員による観察や情報交換

① 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか
- ・教科書への落書きはないか
- ・グループ活動で避けられていないか

② 休み時間の観察ポイント

- ・悩んだり、怯えているような表情はないか
- ・教室移動時に、一人が仲間から離れるなど気になる点はないか

③ 給食中の観察ポイント

- ・極端に量が多かったり少なかったりしてつがれていないか
- ・机と机の間に不自然な隙間はないか

④ その他

- ・生徒と積極的に触れ合うことにより、生徒のようすを注意深く観察する。
- ・気になることは、すぐにいじめ対策委員会に報告するよう習慣づける。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・原則として毎月末に「いじめアンケート」を実施する。ただし、教育相談を実施する月は「いじめアンケート」に生活に関する他の質問を加えた「生活アンケート」を実施する。また、12月には「心のアンケート」を実施する。
- ・毎学期1回、担任による教育相談を実施する。

(3) 校内点検の実施

- ・いじめ対策委員会による、下足箱や掲示物の点検
- ・学年部による、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

(4) 相談体制の整備

- ・心の教室相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

(5) 「子どものサイン発見チェックリスト」の活用

子どものサイン発見チェックリスト (家庭用)	
年 組 ()	
このチェックリストは、御家庭で子どもの小さなサインの発見に活用していただくために作成したものです。	
以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校までこのチェックリストを御提出いただくか、御相談をお願いします。	
項 目	チェック欄
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった。(風呂に入ることや裸になることを嫌がる。自分だけがをしたと言う。)	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋に一人でいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話やメール等の連絡に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品や私物がなくなったり、壊れていたたりすることが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れたり、汚れたりしていることが増えた。	
11. 以前に比べると食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。	
13. 以前に比べると言葉遣いが乱暴になった。	
14. 家から品物やお金を持ち出したり、金品を要求したりするようになった。	
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16. 友だちからの電話やメール等の連絡で、急に外出することが増えた。	
17. 携帯電話やスマートフォンのメールやライン等を頻繁に気にするようになった。	
18. 何に対しても投げやりで集中力が続かないようになった。	
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
21. 家で買ってもらった物ではない物を持っている。	
22. 家で与えた以上のお金を持っている。	
○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書きください。	
※ この表は「いじめ対応の手引き」(平成19年3月発行)の「子どものサイン発見チェックリスト」に修正を加えて平成30年10月に作成したものです。	

●配布について

- ・学期に1回
- ・懇談会のときに配布

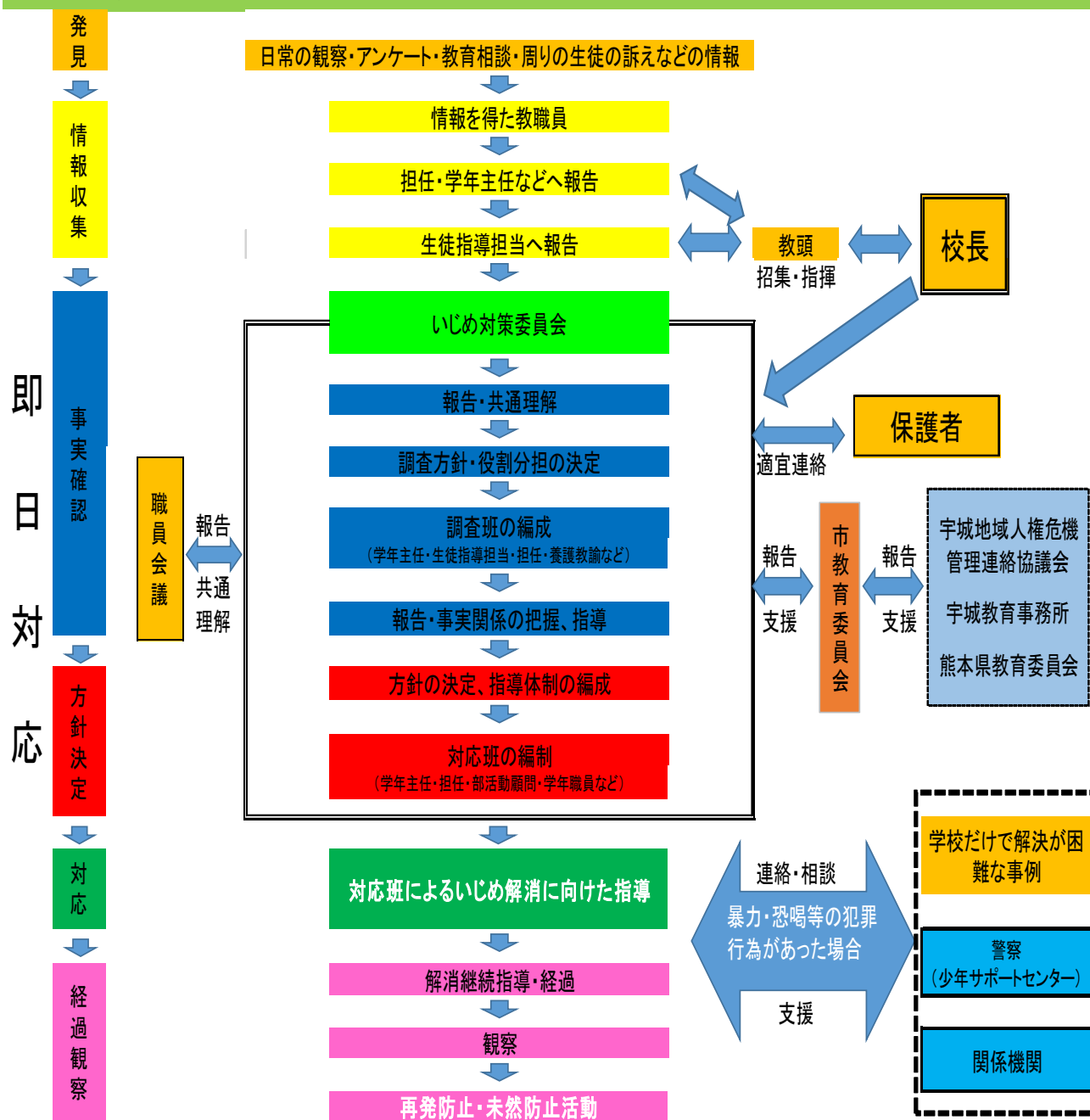
※懇談会等が実施できない場合は学期当初に全校生徒に配布する

(6) 「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント ～偽装や口封じを見破るために～

- ・当事者間が対等な関係にあるか
- ・一定のルールがあり、役割交代が見られるか
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか
- ・行為の被害者のようすに変化はないか
- ・周囲の生徒に、よそよそしさやしらけた雰囲気を感じられないか

5 いじめ発生時の組織的対応の流れ

学 校 長 の リーダーシップ による 迅 速 な 初 期 対 応



6 いじめ発生時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織で対応する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、その生徒が抱える課題や悩みを理解しながら、その生徒の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめ対策委員会へ報告し、組織的な対応を図る。

(2) いじめられた側の生徒に対して

- ・ 正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・ 安心して相談できる場の設定をする。
- ・ 本人の訴えをアサーティブ（自己主張をすると同時に、相手の気持ちや考えを尊重できること）に受け止める。
- ・ いじめ解決の決意を伝達する。
- ・ 子どもを徹底的に守る姿勢を示す。
- ・ スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- ・ 家庭や外部機関等と連携する。

(3) いじめられた側の保護者に対して

- ・ 家庭訪問により、誠意ある対応をする。
- ・ 正確な状況を伝達し、家庭の協力依頼を得る。
- ・ 保護者の思いを丁寧に受け止め、安心感が持てる話し方をする。
- ・ 指導の方向性と解決への見通しを伝達する。
- ・ 指導に関する経過報告を実施する。
- ・ 本人のショックが大きい場合は、自殺のサインの有無を確認する。
（不眠や自傷行為・死に繋がる発言・死に同情したり賛美する発言）

(4) いじめた側の生徒に対して

- ・ 正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・ 子どもが落ち着いて自分の言動を顧みることのできる場を確保する。
- ・ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・ 自分の長所を再認識させ、それを生かす生活のあり方を確認する。

(5) いじめた側の保護者に対して

- ・ 電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして直接事実を伝達する。
- ・ 複数対応を原則とする。
- ・ 事実を伝える際は、冷静かつ正確に行い、学校の方針も毅然と伝える。
- ・ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ・ いじめた側に複数の生徒がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
- ・ いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- ・ 謝罪はあらかじめ被害者と、その保護者の意向を確認し、被疑者の思いに沿った形で行ってもらう。
- ・ 教師と保護者が「共に子どもを育てるという姿勢」を示す。

(6) ネット上いじめへの対応

- SNS 上でのいじめ（誹謗中傷の書き込み・個人情報の無断掲載・なりすまし等）
 - ・ 書き込み内容の確認（書き込み内容のプリントアウト・画像をカメラで撮影する）
 - ・ 被害者への対応と加害者の特定・保護者への説明
 - ・ 加害者へ書き込み内容の削除依頼
 - ・ 削除できない場合は警察や法務局へ相談
 - ・ 家庭での携帯電話や SNS の利用の仕方について本人・保護者と話し合う

(7) 重大事案への対処

① 市教育委員会等へ報告する重大事案の例

- ・ 生命、心身または財産に重大に被害が生じた疑いがあるとき
- ・ 相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされる疑いがあるとき
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき場合

② ①のような事案が起きたとき

- ・ 重大事態が発生した旨を、宇土市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 事態の関係生徒と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラー等と連携して行う。

7 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドの習得

① カウンセリングマインドとは

カウンセリングで大切にしている基本的な考え方や態度のこと。
具体的には、「生徒を尊重する」、「生徒理解を究める」、「人間関係を重視する」、「生徒を主体にする」、「気持ちを受容しても行為を認めない」のポイントがある。

② カウンセリングマインドをもった教師像

- ・教えるよりも育てることに関心を持つ教師
- ・子どもの感情を大切にする教師
- ・行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ・子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ・一人一人の独自性を大切にする教師
- ・教えること、守らせることをはっきり示せる教師
- ・子どもとの交流を大切にし、親しい関係を豊かに育む教師

③ カウンセリングマインドをもった教育活動の視点

- ・子どもがのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけをおこなっているか
- ・学校で共通理解している授業のルールを徹底し、授業を乱す者に毅然として注意しているか
- ・不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようにしているか
- ・答えにつまづいた子どもの気持ちに寄り添うような援助を行っているか
- ・授業において、子どもをほめたり励ましたりすることを大切にしているか
- ・教室のうしろまでとおる声で授業をしているか
- ・子どもが、自分で考え答えを見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか
- ・特別活動等を通して、子どもとの関わりを大切にしているか

④ カウンセリングマインドを習得する研修

- ・スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修機会を設ける。
- ・研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。

(2) 事例研究

- ① 目的 生徒指導に関する教職員の力量を高め、問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。
- ② 内容
- ・問題行動の要因や背景を明確にし、子ども理解を深める。
 - ・子どもに対する効果的な指導や援助法を研究する。
 - ・教職員の共通理解を深め、相互連携を強める。
- ③ 手順
- アイウ 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。
問題解決のための指導仮説を立てる。
指導方法を検討する。
(変化の目標の明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案)

8 年間計画

4月	学校基本方針の周知と見直し P T A役員会総会での説明 いじめアンケート
5月	第1回いじめ対策委員会 生徒理解 いじめアンケート
6月	心のきずなを深める月間 いじめ根絶全校集会 生活アンケート 教育相談
7月	1学期の評価 いじめアンケート
8月	校内研修 いじめ対策校内委員会（2学期へ向けての改善）
9月	生徒理解 いじめアンケート
10月	いじめアンケート
11月	生活アンケート 教育相談
12月	心のアンケート 人権集会 2学期の評価
1月	いじめ対策校内委員会（3学期へ向けての改善） いじめアンケート
2月	第2回いじめ対策委員会 生活アンケート 教育相談
3月	年間取組評価 いじめアンケート

※生活アンケートは、いじめアンケートの内容を含む。

※人権集会を除き、各計画の主査は「いじめ対策委員会」が務める。